株式会社 福岡クリーンエナジーについて

環　境　局
（令和３年８月６日）

第１　概要　ページ

１　設立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　資本金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　事業内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
４　組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
５　役員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第２　令和２年度事業報告及び決算状況

１　事業報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２　決算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
３　剰余金の処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
４　契約金額が３億円以上の工事又は製造の請負の契約・・・・・・・・　9
５　契約金額が 4,000 万円以上の不動産等の買入れ等の契約・・・・・　9

第３　令和３年度事業計画及び収支計画

１　事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２　収支計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３　損益予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第４　参考資料

１　事業スキーム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２　定款　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３　金利スワップ契約とその会計処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第１　概要

１　設立

(1)　商号

株式会社福岡クリーンエナジー

(2)　所在地

福岡市早良区百道浜２丁目１番 22 号

（福岡ＳＲＰセンタービル 10 階）

※令和３年８月に福岡市東区蒲田５丁目 11 番２号(東部工場)へ移転予定

(3)　設立年月日

平成 12 年 10 月 20 日

(4)　目的

福岡市環境行政の円滑な遂行に資するため、福岡市との契約に基づく廃棄物の中間処理及びそれにより生ずる電気及び熱の供給を行い、廃棄物処理におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指すこと。

(5)　設立経緯

旧東部工場の老朽化に伴い、ごみ処理技術を有する福岡市と発電技術を有する九州電力株式会社が共同出資し、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営ノウハウの活用による東部工場の建設及び運営と、ごみ処理発電の効率化によるサーマルリサイクルの推進等のために設立したもので、平成 13 年２月から東部工場の建設に着手し、平成 17 年２月に試運転、４月に発電、８月に営業運転を開始した。

２　資本金

50 億円

株式総数：100,000 株

出資比率：福岡市 51％、九州電力株式会社 49％

３　事業内容

福岡市と九州電力株式会社との間で締結した株主間基本協定により、東部工場において、平成 17 年８月１日から令和 12 年３月 31 日までの 25 年間、福岡市のごみ処理計画に基づき、可燃性ごみを適正に処理するもの。

東部工場を環境及び安全に配慮し、安全かつ安定的に運転継続するとともに、効率的な工場経営に努め、更なる会社経営の基盤強化を図ることとしている。

当会社の事業内容は、次のとおりである。

(1)　福岡市との契約に基づく廃棄物の処理

(2)　廃棄物発電により生ずる電気及び熱の供給

(3)　廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営

(4)　前号に関するコンサルティング

4　組織　（人数は令和３年７月１日現在）

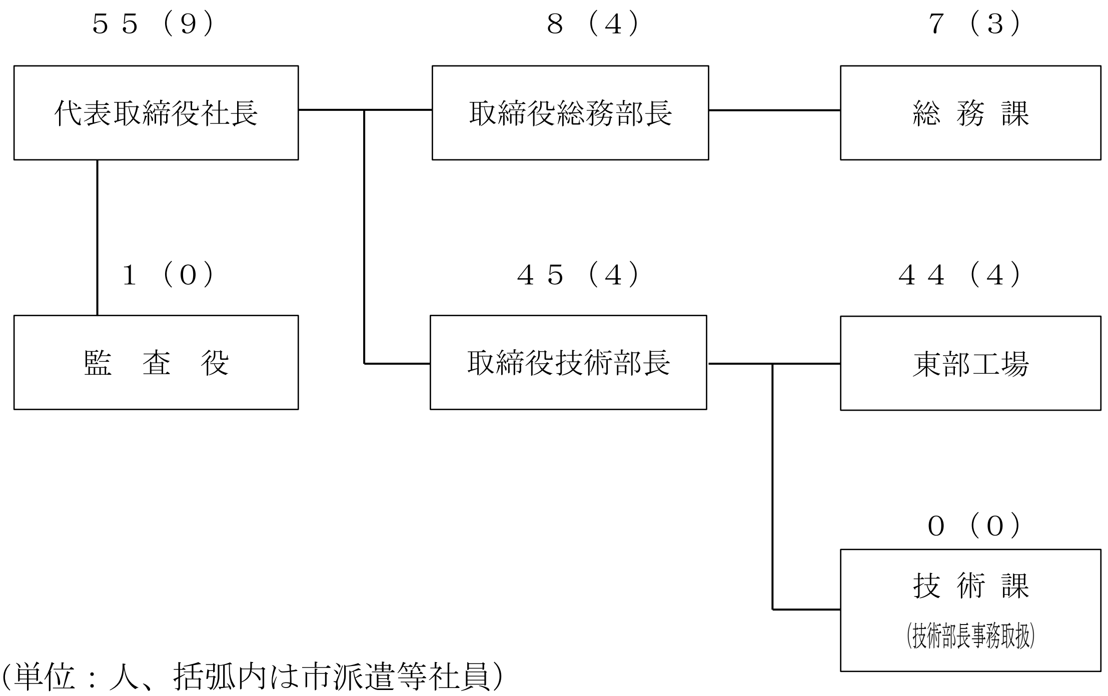

（単位：人、括弧内は市派遣等社員）

職位別配置表

（単位：人）

区　分	市派遣等社員	九州電力㈱他出向等社員	計	嘱託・派遣社員	うち市OB職員	総　計
代表取締役	1	－	1	－	－	1
取　締　役	1	1	2	－	－	2
監　査　役	－	1	1	－	－	1
課　長　職	－	2	2	－	－	2
社　　員	7	４２	４９	２４	7	７３
合　計	9	４６	５５	２４	7	７９

5　役員

（令和３年７月１日現在）

役　職　名	氏　　名	就任年月日	備　　　　考
代表取締役社長	吉村　隆一	令和３年６月29日	（常勤）
取　締　役	金子　孝之	令和２年４月１日	総務部長（常勤）
取　締　役	江頭　真二	令和２年６月29日	技術部長（常勤）
取　締　役	髙田　浩輝	令和３年４月１日	福岡市環境局長
取　締　役	二宮　浩一	令和３年６月29日	九州電力株式会社　上席執行役員 ｴﾈﾙｷﾞｰｻｰﾋﾞｽ事業統括本部 営業本部副本部長
取　締　役	大貝　知子	平成27年６月29日	株式会社大貝環境計画研究所 代表取締役所長
監　査　役	藤津　　孝	平成29年６月29日	（常勤）
監　査　役	平川　浩嗣	平成31年４月１日	福岡市環境局施設部長
監　査　役	赤坂　英博	令和２年６月29日	九州電力株式会社 監査等特命役員兼監査等委員会室長

第２　令和２年度事業報告及び決算状況

１　事業報告

(1)　東部工場の運転状況

福岡市との「廃棄物中間処理委託基本契約」に基づく「令和２年度 廃棄物中間処理委託契約」を令和２年４月１日に締結し、継続して安定した運転を行った。

令和２年度は、操業開始から 16 年目となる。令和２年度のごみ処理量の実績は 172,802ｔ、ごみ発電電力量は 100,714MWh であり、計画値に対してそれぞれ 89.1％、90.6％であった。

(2)　当期業績の概要について

売上高については、福岡市からの廃棄物中間処理委託料収入及び九州電力株式会社への売電料収入などにより、4,033,946 千円となった。

売上高から売上原価 3,279,705 千円を差し引いた売上総利益は 754,241 千円、これから販売費及び一般管理費 231,429 千円を差し引いた営業利益は 522,811 千円となった。

これに営業外収益を加え、借入金の支払利息など営業外費用を差し引いた経常利益は 513,634 千円となった。

これから、法人税、住民税及び事業税 150,502 千円、法人税等調整額 6,698 千円を差し引いた結果、当期純利益は 356,432 千円となった。

２　決算

(1)　損益計算書（令和元年度と令和２年度の比較）

（単位：円）

科目		令和２年度（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）	令和元年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）	増減額
売上高		4,033,946,141	4,639,594,523	△605,648,382
	廃棄物中間処理委託料収入	3,290,309,134	3,841,936,640	△551,627,506
	売電料収入等	743,637,007	797,657,883	△54,020,876
売上原価		3,279,705,056	3,300,538,148	△20,833,092
売上総利益		**754,241,085**	**1,339,056,375**	**△584,815,290**
販売費及び一般管理費		231,429,676	241,333,167	△9,903,491
営業利益		**522,811,409**	**1,097,723,208**	**△574,911,799**
営業外収益		1,147,344	569,782	577,562
営業外費用		10,324,651	44,353,628	△ 34,028,977
	支払利息	7,815,451	39,333,528	△ 31,518,077
	その他の営業外費用	2,509,200	5,020,100	△2,510,900
経常利益		**513,634,102**	**1,053,939,362**	**△540,305,260**
税引前当期純利益		**513,634,102**	**1,053,939,362**	**△540,305,260**
法人税、住民税及び事業税		150,502,732	322,304,904	△171,802,172
法人税等調整額		6,698,400	△ 2,566,800	9,265,200
当期純利益		**356,432,970**	**734,201,258**	**△377,768,288**

(2)　株主資本等変動計算書（令和２年４月１日から令和３年３月 31 日まで）

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等	
		利益剰余金				
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	純資産合計
令和２年４月１日残高	5,000,000,000	150,000,000	7,780,452,794	12,930,452,794	△2,515,860	12,927,936,934
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		15,000,000	△165,000,000	△150,000,000		△150,000,000
当期純利益			356,432,970	356,432,970		356,432,970
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					2,515,860	2,515,860
事業年度中の変動額合計		15,000,000	191,432,970	206,432,970	2,515,860	208,948,830
令和３年３月31日残高	5,000,000,000	165,000,000	7,971,885,764	13,136,885,764	－	13,136,885,764

(3)　貸借対照表（令和元年度と令和２年度の比較）

（単位：円）

科　　　目		令和３年３月末時点	令和２年３月末時点	増　　減
資産の部	【流動資産】	【 5,681,021,473】	【 5,530,850,616】	【 150,170,857】
	現金及び預金	5,242,839,202	5,008,239,997	234,599,205
	売掛金	328,571,283	446,146,184	△ 117,574,901
	貯蔵品	68,225,076	68,102,507	122,569
	その他の流動資産	41,385,912	8,361,928	33,023,984
	【固定資産】	【 7,720,962,151】	【 8,481,746,744】	【 △ 760,784,593】
	（有形固定資産）	（ 7,697,857,590）	（ 8,447,599,519）	（ △ 749,741,929）
	建物	3,013,857,211	3,204,208,554	△ 190,351,343
	構築物	341,049,656	349,955,433	△ 8,905,777
	機械及び装置	4,326,674,986	4,872,692,832	△ 546,017,846
	車両運搬具	1	1	―
	工具器具及び備品	16,275,736	20,742,699	△ 4,466,963
	（無形固定資産）	（ 4,533,600）	（ 855,400）	（ 3,678,200）
	電話加入権	218,400	218,400	―
	リース資産	4,315,200	637,000	3,678,200
	（投資その他の資産）	（ 18,570,961）	（ 33,291,825）	（ △ 14,720,864）
	敷金	3,718,605	3,718,605	―
	長期前払費用	2,317,056	9,268,020	△ 6,950,964
	繰延税金資産	12,535,300	20,305,200	△ 7,769,900
	資産の部合計	13,401,983,624	14,012,597,360	△ 610,613,736
負債の部	【流動負債】	【 261,251,380】	【 1,081,073,066】	【 △ 819,821,686】
	1年以内返済の長期借入金	―	659,206,587	△ 659,206,587
	買掛金	9,915,504	14,290,372	△ 4,374,868
	リース債務	982,080	756,756	225,324
	未払金	190,732,134	174,298,638	16,433,496
	未払費用	32,533,995	30,464,477	2,069,518
	未払法人税等	26,127,100	201,008,200	△ 174,881,100
	預り金	960,567	1,048,036	△ 87,469
	【固定負債】	【 3,846,480】	【 3,587,360】	【 259,120】
	リース債務	3,846,480	―	3,846,480
	デリバティブ負債	―	3,587,360	△ 3,587,360
	負債の部合計	265,097,860	1,084,660,426	△ 819,562,566
純資産の部	【株主資本】	【 13,136,885,764】	【 12,930,452,794】	【 206,432,970】
	資本金	5,000,000,000	5,000,000,000	―
	利益剰余金	8,136,885,764	7,930,452,794	206,432,970
	利益準備金	165,000,000	150,000,000	15,000,000
	その他利益剰余金	7,971,885,764	7,780,452,794	191,432,970
	繰越利益剰余金	7,971,885,764	7,780,452,794	191,432,970
	【評価・換算差額等】	【 ―】	【 △ 2,515,860】	【 2,515,860】
	繰延ヘッジ損益	―	△ 2,515,860	2,515,860
	純資産の部合計	13,136,885,764	12,927,936,934	208,948,830
負債及び純資産の部合計		13,401,983,624	14,012,597,360	△ 610,613,736

３　剰余金の処分

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類

金銭

(2)　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

①　当社普通株式１株につき　金 11,500 円

（うち、普通配当 1,500 円、特別配当 10,000 円）

②　配当金の総額　1,150,000,000 円（100,000 株）

③　福岡市　586,500,000 円

九州電力株式会社　563,500,000 円

４　契約金額が３億円以上の工事又は製造の請負の契約

該当なし

５　契約金額が 4,000 万円以上の不動産等の買入れ等の契約

該当なし

第３　令和３年度事業計画及び収支計画

１　事業計画

東部工場の営業運転開始（平成 17 年８月）以降、安定した操業を継続するとともに、強固な経営基盤と柔軟な経営体質の確立に向けた諸施策に取り組んできた。

令和３年度は、新たな第６次中期経営計画（対象期間：令和３年度～令和７年度）の下、「安全・安定で確実なごみ処理」や「情勢変化への適切な対応と効率的な経営の推進」等を目指した取組みを着実に推進していく。

また、福岡市との「令和３年度 廃棄物中間処理委託契約」に基づくごみ処理計画量は 184,000ｔ、ごみ発電電力量は 105,796MWh を計画している。

なお、令和３年度の経営方針は、以下のとおりとしている。

(1)　安全・安定で確実なごみ処理を目指す

(2)　情勢変化への適切な対応と効率的な経営の推進を目指す

(3)　個性の尊重とチームワークで活力ある職場を目指す

(4)　ごみ処理技術を通して循環型社会形成への貢献を目指す

(5)　市民や地域社会から信頼される企業を目指す

２　収支計画（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの資金計画）

（単位：千円、金額は消費税込み）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
資金繰越	5,242,839	営業費用	3,136,277
営業収入	3,521,773	営業外費用他	1,583,698
廃棄物処理委託料	2,706,688	配当金	1,150,000
売電料	810,082	その他	433,698
技術支援委託料	5,003		
営業外収入（受取利息他）	4,762	資金繰越	4,049,399
計	8,769,374	計	8,769,374

3　損益予算（令和２年度と令和３年度の比較）

（単位：千円）

費目		金額		
		令和３年度	令和２年度	増減
経常収益	廃棄物中間処理委託料	2,391,870	3,314,552	△ 922,682
	その他収益	741,283	786,147	△ 44,864
	計	3,133,153	4,100,699	△ 967,546
経常費用	人件費	569,033	566,145	2,888
	廃棄物処理費	170,446	178,561	△ 8,115
	修繕費	1,500,606	1,119,832	380,774
	委託費	368,829	352,123	16,706
	公租公課	110,701	120,771	△ 10,070
	減価償却費	947,790	1,090,308	△ 142,518
	その他	169,564	257,156	△ 87,592
	計	3,836,969	3,684,896	152,073
経常損益		**△ 703,816**	**415,803**	**△ 1,119,619**
法人税、住民税及び事業税		2,872	119,418	△ 116,546
法人税等調整額		4,990	8,518	△ 3,528
当期損益		**△ 711,678**	**287,867**	**△ 999,545**

第４　参考資料

１　事業スキーム

老朽化した東部工場の建て替えにあたり、財政負担の平準化と民間の資金、経営能力及び技術力を活用すること等を目的に、福岡市と九州電力(株)の共同出資により事業会社、(株)福岡クリーンエナジーを設立し、ＰＦＩ的手法により新工場を建設・運営することとした。

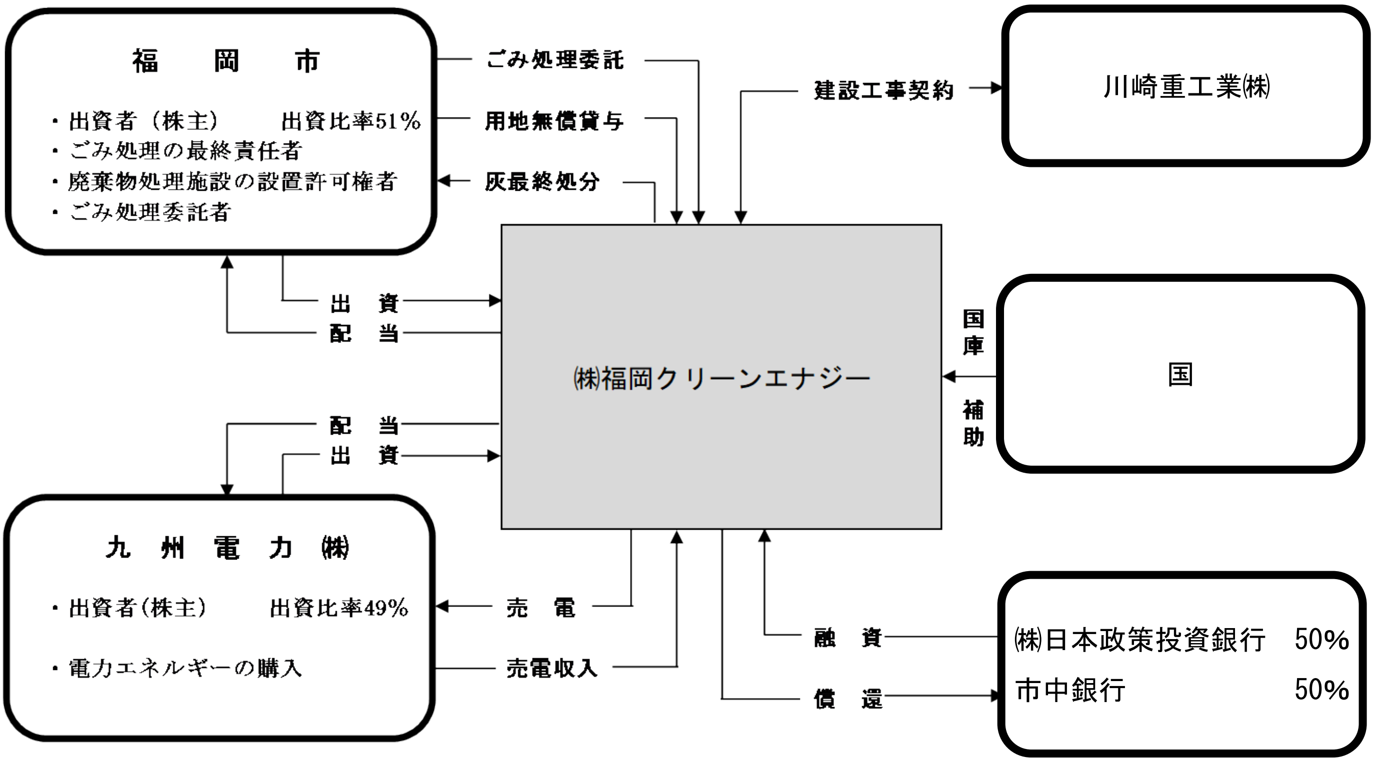

市中銀行（６行）

㈱みずほ銀行、 ㈱福岡銀行、 ㈱三井住友銀行、㈱西日本シティ銀行、㈱北九州銀行、

三井住友信託銀行㈱

〇資金調達

資本金	50　億円	
国庫補助金	99　億円	
銀行借入金	197.8億円	（借入償還期間15年）※令和２年９月末で償還終了
計	346.8億円	

※銀行借入金のうち、日本政策投資銀行分は固定金利で借り入れていた。市中銀行分は変動金利で借り入れていた。

※市中銀行分（98.9 億円）は、金利スワップを行っていた。

〇東部工場の概要

処理能力：900ｔ／日（300ｔ／24ｈ×３炉）

処理方式：ストーカ式燃焼炉

発電能力：29,200ｋW

○東部工場建設事業及び会社設立の経緯

事業及び会社設立の経緯	市議会関連
H 8年度～「福岡市廃棄物処理施設建設研究委員会」※による東部工場建設に係る調査・研究を開始 ※市長の私的諮問機関で清掃工場等の建設に係る常設の技術委員会　以下「建設研究委員会」という	
H 9年度～福岡市と九州電力(株)は、「清掃工場で発生する熱エネルギーの有効利用」について、技術的共同研究を開始した	
H11. 7.12　建設研究委員会より市長報告 【報告内容】 ・基本計画仕様書 ・参考見積設計参加基準	H11. 7.21　第２委員会報告 ・・・・市長報告の内容を報告
H12. 1月 東部工場の建設・運営の共同事業化に関して九州電力(株)と協議開始	
H12. 5月 九州電力(株)と共同事業化に向け「事業計画検討委員会」及び「技術検討委員会」を設置 ～ＰＦＩ法を考慮した新たな事業手法の検討を行う	
H12. 9.12　建設研究委員会より市長報告 【報告内容】 ・建設仕様書 ・対象プラントメーカーの技術評価	H12. 9.27　第２委員会報告 ・・・・市長報告の内容を報告
H12.10.20　(株)福岡クリーンエナジー設立 【建設・運営に関する継承事項】 建設研究委員会の決定事項（①建設仕様書と②対象プラントメーカーの技術評価書）及び福岡市で実施した③環境影響評価書を遵守する。	H12. 9.28　出資議案可決 （その後３回に分けて追加出資）
H13. 2. 5　東部工場建設工事の請負契約締結 ～川崎重工業(株) 契約金額315億円（消費税込み）	H14. 3.26「一般廃棄物中間処理委託に関する債務負担行為」議案可決 【債務負担行為内容】 事項：一般廃棄物中間処理委託 期間：平成17年度～令和11年度（25年間） 限度額：921億2,100万円
H14. 4. 1　福岡市と(株)福岡クリーンエナジーとの間で「廃棄物中間処理委託基本契約」締結 【契約の内容】 ・委託の範囲～廃棄物の受入、計量、ごみ処理手数料の徴収、焼却処理、焼却灰等の運搬など ・廃棄物の適正処理という社会的責任を果たす	
H17. 2.23　試運転開始（ごみ受入開始）	
H17. 8. 1　操業開始	

２　定款

株式会社 福岡クリーンエナジー 定款

第１章　　総　則

（商号）
第１条　当会社は，株式会社福岡クリーンエナジーと称し，英文では，
Fukuoka　Clean　Energy　Corporation と表示する。

（目的）
第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
(1) 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
(2) 前号により生ずる電気及び熱の供給
(3) 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
(4) 前号に関するコンサルティング
(5) 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は，本店を福岡市に置く。

（機関）
第４条　当会社は，株主総会および取締役のほか，次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は，官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は，10 万株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式の譲渡または取得については，株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（株式取扱規則）
第８条　当会社の株主名簿への記載，その他株式に関する取扱いおよび手数料は，法令または定款に定めるもののほか，取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（招集）

第９条　当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し，臨時株主総会は，必要がある場合に招集する。

２　株主総会を招集するときは，会日の１週間前までにその通知を発する。

３　株主全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（定時株主総会の基準日）

第 10 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 11 条　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役会の決議によって社長が招集する。社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会において定めた順序により，他の取締役が招集する。

２　株主総会においては社長が議長となる。社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会において定めた順序により，他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第 12 条　株主は，当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として，その議決権を行使することができる。この場合には，株主または代理人は総会毎に，代理権を証する書面を提出しなければならない。

（決議の方法）

第 13 条　株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上をもって行う。

（決議の省略等）

第 14 条　当会社は，会社法第 319 条第１項の要件を充たしたときは，当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

２　当会社は，会社法第 320 条の要件を充たしたときは，当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 15 条　当会社の取締役は，６名以内とする。

（取締役の選任）

第 16 条　当会社の取締役は，株主総会の決議によって選任する。

２　取締役選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもってこれを行う。

３　取締役の選任決議は，累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 17 条　取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は，他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第 18 条　代表取締役は，取締役会の決議によって選定する。
２　取締役会は，その決議によって，会長，社長各１名，副社長，専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 19 条　取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，社長がこれを招集し，その議長となる。
２　社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会で定めた順序により，他の取締役がこれを招集し，その議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 20 条　取締役会の招集通知は，各取締役および各監査役に対し，会日の３日前までに発する。ただし，緊急の場合には，この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 21 条　取締役会の決議は，議決に加わることができる取締役の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 22 条　会社法第 370 条の要件を充たしたときは，取締役会の決議があったものとみなす。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第 23 条　当会社の監査役は，３名とする。

（監査役の選任）
第 24 条　当会社の監査役は，株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は，議決権を行使することができる議決権の株主の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 25 条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は，退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第 26 条　監査役会は，その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 27 条　監査役会の招集通知は，各監査役に対し，会日の３日前までに発する。ただし，緊急の場合には，この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 28 条　監査役会の決議は，法令に別段の定めがある場合を除き，監査役の過半数をもって行う。

第６章　　計　算

（事業年度）
第 29 条　当会社の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金配当の基準日）
第 30 条　剰余金配当の基準日は，毎年３月 31 日とする。

（除斥期間）
第 31 条　剰余金の配当が，支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れる。

平成12年10月２日　作　　　成
平成12年10月３日　公証人認証
平成12年10月20日　会 社 成 立
平成14年６月25日　改　　　正
平成17年６月23日　改　　　正
平成18年６月23日　改　　　正

3　金利スワップ契約とその会計処理

(1)　金利スワップ契約の仕組み

融資契約に基づき、市中銀行借入分（98.9 億円）について、キャッシュフローの固定化を目的として、変動金利と固定金利を交換する金利スワップ契約を(株)みずほ銀行及び(株)三井住友銀行と締結

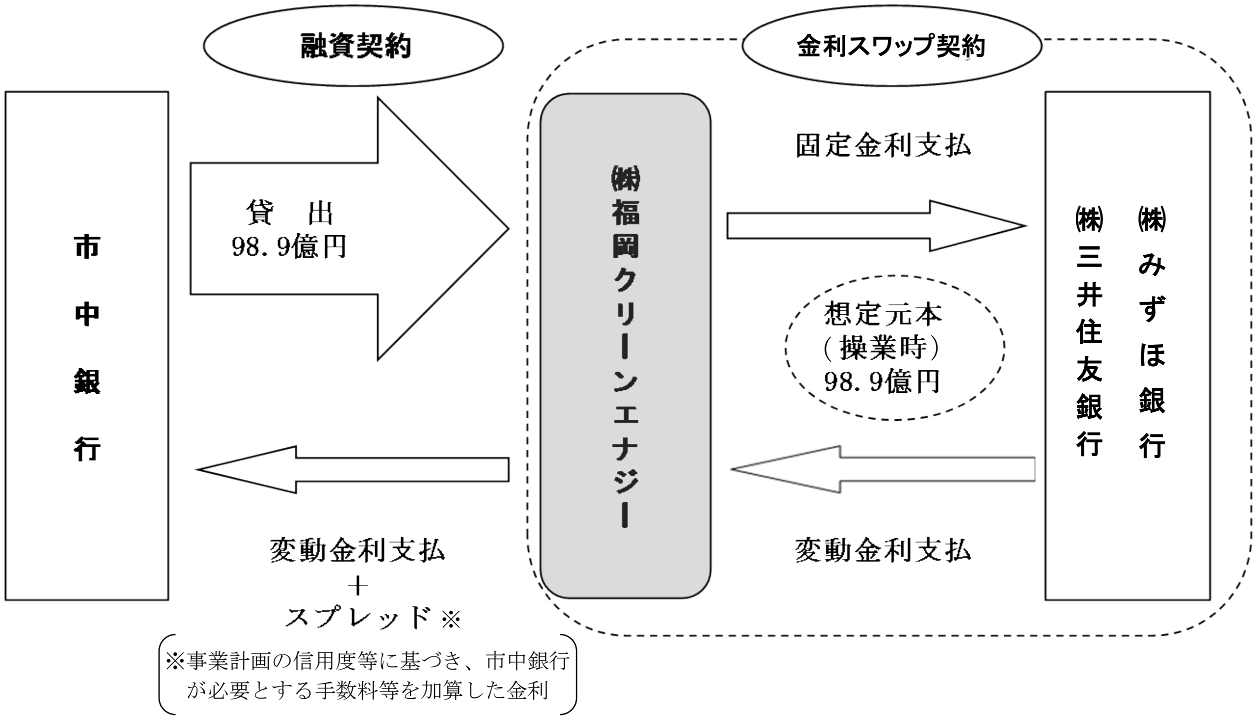

(2)　金利スワップ契約の会計処理

① デリバティブ負債（金利スワップの時価評価）

金利スワップの時価評価とは、残存期間の金利を、契約時のスワップレート（スワップ取引における固定金利）で支払った場合と、評価時のスワップレートで支払った場合の差額をいい、前者が多い場合には、「金融商品に関する会計基準」に基づき、見かけ上の負債としてデリバティブ負債を貸借対照表に計上していた。

$$\text{時価評価額} = \underset{\text{［評価時］}}{\text{想定元本}} \times \left(\underset{\text{［評価時］}}{\text{スワップレート}} - \underset{\text{［契約時］}}{\text{スワップレート}} \right) \times \text{残存期間}$$

② 繰延税金資産

デリバティブ負債は、金利スワップ契約を解約した場合には、清算金(損失)として顕在化することから、これにより将来減少する納税額を、「金融商品に関する会計基準」に基づき、繰延税金資産として貸借対照表に計上していた。

③ 繰延ヘッジ損益

デリバティブ負債から当該負債に関連した繰延税金資産を差し引いた額を貸借対照表に計上していた。